

# 第 6 次湯河原町行財政改革大綱

平成 30 年 1 月

湯 河 原 町

湯河原町行財政改革推進委員会

## 目 次

I	これまでの取組み	1
II	行財政改革の継続の必要性	4
III	第6次行財政改革の基本的な考え方	4
IV	第6次行財政改革の重点事項	5
V	推進方法	6

## I これまでの取組み

本町では、昭和 60 年から行政改革に取り組んでおり、平成 9 年 4 月に「『脱・お役所仕事』宣言」をキャッチフレーズとした「第 2 次湯河原町行財政改革大綱」を策定し、時代に即応した開かれた行政を推進しました。

平成 14 年度から平成 18 年度までを推進期間とした「第 3 次湯河原町行財政改革大綱」では、「組織内分権による戦略的取組」を掲げ、改革項目を各部門が設定し、行政と議会が一丸となって、目標達成に向け取り組みました。

また、平成 19 年度から平成 23 年度までを推進期間とした「第 4 次湯河原町行財政改革大綱」では、総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に沿い、「1 事務事業の再編・整理、廃止・統合」、「2 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）」、「3 職員の定員適正化」、「4 手当の総点検をはじめとする給与等の適正化」、「5 第三セクター、地方公営企業及び公社等の経営健全化」、「6 経費節減の財政効果」、「7 福利厚生事業」の 7 つの事項を中心に、できるだけ具体的な数値目標や指標を用い、町民にわかりやすく明示した計画を策定し、取組みを進めてきました。

さらに、平成 24 年度から平成 28 年度を推進期間とした「第 5 次湯河原町行財政改革大綱」では、「第 4 次湯河原町行財政改革大綱」を継承しつつ、「1 簡素で効率的な行財政運営の推進」、「2 町民のニーズに対応した行政サービスの推進」、「3 町民と行政の協働による行政システムの充実」の 3 つの基本方針のもと、「職員の定員適正化」、「事務事業評価導入による各種事業の見直し」、「公の施設の積極的な指定管理者制度の導入」などの取組みにより、なお一層の行政のスリム化、財政の抑制を推進するとともに、成果指標型の効率的かつ効果的な行財政運営に努めてきました。

■職員数の推移

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般事務等	201 人	195 人	189 人	178 人	181 人	172 人
専門職員等	129 人	129 人	134 人	134 人	139 人	147 人
合 計	330 人	324 人	323 人	312 人	320 人	319 人

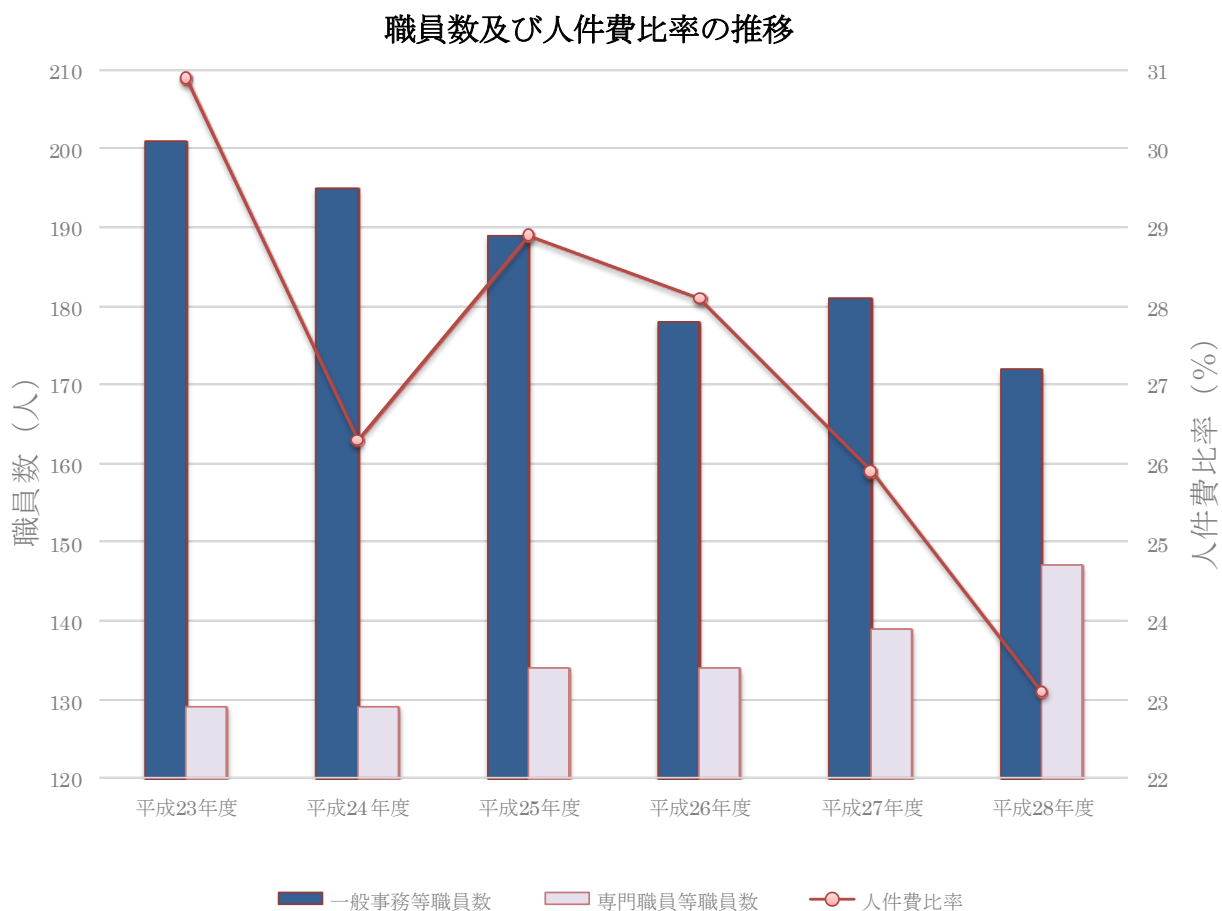
※職員数は毎年度 4 月 1 日現在のもの

※専門職員等は保育士、消防職、保健師等及び湯河原町真鶴町衛生組合等派遣職員

■全歳出に占める人件費比率の推移（決算統計より）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
30.9%	26.3%	28.9%	28.1%	25.9%	23.1%

※人件費比率：全歳出に占める人件費の割合



## ■主な財政指標の平成 23 年度と 28 年度の比較

	平成 23 年度	平成 28 年度	比 較
経常収支比率	97.7%	97.7%	0%
実質公債費比率	8.4%	0.7%	-7.7%
財政力指数	0.741	0.721	-0.020

### 【用語解説】

#### ◆経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は、経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表し、一般的に町村では 70%程度が適当とされています。

#### ◆実質公債費比率

地方公共団体の公債費等の負担がその団体の財政運営に及ぼす影響を示す指数で、地方債の協議制移行に伴い、従来の起債制限比率に代わり新たに導入されました。

この数値は低いほど健全性が高く、18%以上の場合、起債には許可を要し、25%以上の場合、一部の事業債の起債ができません。

#### ◆財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の、過去 3 年間の平均値です。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえ、数値が「1」を下回れば地方交付税の交付団体であり、上回れば不交付団体です。

## Ⅱ 行財政改革の継続の必要性

本町では、従来から行財政改革に積極的に取り組んでまいりましたが、当初の予測を超えて、急速に人口減少が進展するなど、本町の取巻く状況はさらに厳しいものとなっています。

また、社会保障制度の拡充や高齢者人口の増加に伴って、今後、医療・介護等にかかる経費や扶助費等、社会保障関係費のさらなる増加が見込まれる中で、町民を第一に考えた行政サービスを安定的に提供し、持続可能な財政基盤を確立し、次世代を担う子どもたちに負の財産を残すことがないよう、これまで進めてきた行財政改革の流れをさらに推進し、最小の経費で最大の効果をあげ、地方創生を実現する成果志向型の行政を目指す必要があります。

## Ⅲ 第6次行財政改革の基本的な考え方

### 1 基本方針

「ゆがわら 2011 プラン(湯河原町新総合計画)」で示された町の将来像『湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原』の実現を目指し、5つの基本目標に沿った各種施策を厳しい財政環境の中で実施するため、議会をはじめ町民の理解と協力のもと、全職員を挙げて、行財政改革を推進します。

### 2 前大綱からの見直し

さらなる行政のスリム化と財政の抑制を推進しながら、「職員の定員適正化」など、これまでの取組みにより削減が一定水準に到達した部分を踏まえ、「削減」のみにとらわれず、効率化と行政サービスの「質の維持・向上」の両立を目指す計画とします。

### 3 実施期間

平成 29 (2017) 年度から 2021 年度までの 5 年間とします。

#### 4 3つの基本目標

- (1) 町民ニーズに対応した、効果的な行政サービスの推進
- (2) 持続可能な行財政運営
- (3) 町民との協働によるまちづくり

### IV 第6次行財政改革の重点事項

#### 1 町民ニーズに対応した、効果的な行政サービスの推進

- (1) 町民のニーズに対応した行政サービスの提供
- (2) 超高齢化社会の対応・地方創生を実現する各種事業の推進
- (3) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
- (4) 民間委託の推進・指定管理者制度の活用
- (5) 組織体制の強化（人事管理・人材育成）
- (6) 第三セクターの廃止を含めた今後のあり方

#### 2 持続可能な行財政運営

- (1) 効率的な財政運営
- (2) 給与・報酬等の適正化
- (3) 公の施設等の総合的な管理運営
- (4) 地方公営企業及び公社等の経営健全化
- (5) 町税等の徴収金の確保と自主財源の確保

#### 3 町民との協働によるまちづくり

- (1) 開かれた行政の推進
- (2) まちづくりへの町民参加の推進
- (3) 官民連携の推進

## V 推進方法

本大綱の推進にあたっては、大綱に基づく取組みについて、町民にわかりやすい具体的な目標と期間を設定した「第6次湯河原町行財政改革実施計画」を策定し、この計画に基づき取組みを推進します。

計画策定にあたっては、町内の有識者や公共的団体の代表者で組織する「湯河原町行財政改革推進委員会」に計画を諮問し、目標やその進捗状況について報告し、評価を求めます。

また、毎年度、予算計上された事業について事務事業評価を実施し、次年度以降の施策・事業の見直しに活用します。

### 1 職員の基本姿勢

常に町民の目線で職員一人一人ができることを実践する環境づくりと意識改革に努めます。

### 2 推進体制

#### (1) 第6次湯河原町行財政改革実施計画

「湯河原町行財政改革推進委員会」に計画を諮問し、各年度終了後に、計画に位置付けた取組み事項について、実績を報告し、評価を行います。

また、計画は必要に応じ見直しを行います。

#### (2) 事務事業評価

予算計上された事業について、事業の必要性や有効性等の事業分析及び翌年度以降の方向性を評価します。評価結果は、事務事業の改善、見直し及び予算編成に活用します。

### 3 成果等の公表

計画の取組み事項の成果や計画の見直し及び事務事業評価結果についてホームページを通じて、公表します。